国 不 動 第 35 号 令 和 3 年 7 月 1 日

業界団体の長 あて

国土交通省不動産・建設経済局不動産業課長 (公 印 省 略)

宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた宅地建物取引業者の業務については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた宅地建物取引業者の業務について」(令和2年5月1日付け事務連絡)により、当面の間、宅地建物取引業者がその事務所等に置かなければならないこととされている専任の宅地建物取引士が在宅勤務(テレワーク)をしている場合であっても、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第31条の3第1項の規定に抵触しないものとして取り扱うとされているところである。

今般、政府全体として見直しを行っている常駐規制の緩和や、社会におけるテレワークの 定着等を踏まえ、宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方(平成13年国総動発第3号。以 下「ガイドライン」という。)について下記のとおり改正を行い、令和3年7月1日から施 行することとしたので、貴団体におかれては、貴団体加盟の宅地建物取引業者に対する周知・ 徹底を図られたい。

記

## 1. 「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」の改正(別紙参照)

ガイドライン第31条の3第1項関係3における「常勤」とは、ITの活用等により適切な業務ができる体制を確保した上で、宅地建物取引業者の事務所以外において通常の勤務時間を勤務する場合も含むものとする。